

# 消費者問題出前講座のご案内

～契約トラブルにあわないために知っておこう～

商品を購入するのが、とても簡単な時代。

しかし、こんなはずではなかったという方いませんか。

「契約」を知ることで、トラブルの回避に繋がります。

消費生活センターでは、多くの相談事例から、

対処法などを伝えします。



とき：通年 (ただし年末年始は除く)

ところ：犬山市内 (会場は申込者側で用意してください)

講師：市消費生活相談員 (派遣料は無料です)

対象：市内各種団体 (老人クラブ、町内会等)

申込人数：原則10名以上 (応相談)

時間：1時間程度 (応相談)

申込期限：開催日の1ヶ月前までに申込書提出